

令和7年度

和歌山市

地方就職学生支援金

東京圏から和歌山市への移住、県内企業の就職を応援します！



※東京圏の大学・大学院を卒業・修了した方（卒業・修了見込みも含む）が和歌山県内に所在する企業等への就職し、和歌山市に移住する場合、就職活動のために1回の往復に要した交通費（最大16,000円）を支給します。

受付期間

令和7年4月1日（火）～令和8年2月27日（金）

申請に必要な書類

1. 地方就職学生支援金交付申請書兼請求書
2. 本人であることを確認することができる書類の写し（マイナンバーカードや免許証など）
3. 卒業・修了証明書 ※在学中の場合は、在学証明書等（卒業・修了学年が確認できる書類）
4. 内定証明書
5. 地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書
6. 移住元の住民票の写し
7. 交通費に係る領収書の写し

問い合わせ先

和歌山市役所 シティプロモーション課
〒640-8511 和歌山市七番丁23番地
Mail: citypro@city.wakayama.lg.jp
TEL: 073-435-1013

和歌山市
移住定住支援サイト



要件

次の①～③の全ての要件を満たす方が対象となります。

① 移住等に関する要件

移住元に関する要件

大学又は大学院の卒業・修了年度において、本部所在地が東京都内にある東京圏の大学等のうち条件不利地域以外の地域のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学等を卒業・修了し、又は卒業・修了する見込みであること。

大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。

移住先に関する要件

本市に移住したこと。 ※本市への移住を予定しており、県内に所在する企業等に就職することが内定している場合も対象

支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に申請する場合は、卒業・修了後に要件を満たす企業等に就業し、支援金の申請日から5年以上、継続して本市に居住する意思を有していること。

申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

その他の要件

次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

（ア）暴力団員

（イ）不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で暴力団又は暴力団員を利用している者

（ウ）暴力団若しくは暴力団員の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、相当の反対給付を受けずに金品その他の財産上の利益を供与した者

日本国籍を有していること又は日本国籍を有しない者であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

② 就業に関する要件

就業先に関する要件 ※大学等を卒業・修了してから1年以内に次のいずれにも該当する企業に就職していること

勤務地が和歌山県内に所在すること。

風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。

官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

移住条件等に関する要件

週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

和歌山県外への転勤がない社員として採用予定であること。

③ その他の要件

これまで本支援金の交付を受けていないこと。

ご注意

以下に該当する場合、支援金を返還していただきます！

1. 虚偽の申請をした場合
2. 支援金の申請日から1年以内に要件を満たす就職先への就業を行わなかった場合
3. 支援金の申請日から1年以内に本市に転入しなかった場合
4. 内定企業に就職した日から1年以内に要件を満たす就職先を辞した場合
5. 移住した日から5年以内に本市から転出した場合

和歌山市
移住定住支援サイト



※申請にあたってはホームページの詳細を必ずご確認ください。